



長野県報

4月11日(木)
平成25年
(2013年)
第2461号

目 次

告 示

| | |
|---|---|
| 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害者支援課） | 1 |
| 身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障害者支援課） | 2 |
| 解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課） | 2 |
| 解除予定保安林（森林づくり推進課） | 3 |
| 公共測量の終了（建設政策課） | 3 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出（会計課） | 3 |
| 地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結（監査委員事務局） | 3 |
| 広域連合長から申請のあった規約の変更の許可（2件）（市町村課） | 3 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課） | 3 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課） | 4 |

公 告

| | |
|-------------------------------------|---|
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課） | 4 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（経営支援課） | 4 |
| 一般競争入札（企業局） | 5 |

告 示

長野県告示第241号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成25年4月11日

長野県知事 阿部 守一

| 氏 名 | 診断に当たる障害別 | 診療を行う医療機関の所在地及び名称 |
|--------|--|---|
| 金子 清俊 | 視覚 聴覚 平衡 音声・言語 肢体不自由 | 飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院 |
| 横田 昌 | 腎臓 | 飯田市駄科1285-1 すずおか内科クリニック |
| 小久保 雅代 | 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓 | 安曇野市豊科3100 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こども病院 |
| 古田 豪記 | 音声・言語 肢体不自由 心臓 ぼうこう又は直腸 小腸 | 佐久市中込3611-208 フルタクリニック |

| | | |
|---------|---------------------|--|
| 塚平 晃弘 | 免疫 | 飯田市八幡町438 飯田市立病院 |
| 横井 秀俊 | 視覚 | 茅野市宮川4470 ヨコイ眼科 |
| 品川 千 | 呼吸器 | 松本市笛賀5526-12 医療法人 品川内科医院 |
| 新田 和仁 | 平衡 音声・言語 そしゃく | 木曽郡木曽町福島6613-4 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立木曽病院 |
| 川瀬 泰弘 | 呼吸器 | 東御市鞍掛198 東御市民病院 |
| 佐々木 恵里子 | 聴覚 | 東御市本海野1673-1 医療法人 ささき医院 |

障害者支援課

長野県告示第242号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成25年4月11日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名 | 変更前の医療機関の所在地及び名称 | 変更後の医療機関の所在地及び名称 |
|-------|---|------------------------------|
| 小林 貴幸 | 下伊那郡阿南町北条2009-1 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立阿南病院 | 飯田市大通1-15 医療法人栗林会 飯田病院 |

障害者支援課

長野県告示第243号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年4月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大町市平字籠川谷2117の22・2117の23（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第244号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年4月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村葛島2412の1（次の図に示す部分に限る。）・
2412の5（国有林。次の図に示す部分に限る。）・2413の1・2413
の7・2486の1・2488の5・2489の5・2490の5・2490の6（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第245号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成25年4月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大町市平字籠川谷2117の22(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第246号

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成25年4月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(復旧測量(基準点))
- 2 作業期間
平成24年11月26日から平成25年3月15日まで
- 3 作業地域
上水内郡信濃町

建設政策課

長野県告示第247号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成25年4月2日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成25年4月11日

長野県知事 阿部守一

| | 売りさばき人の 氏名(名称) | 住 所 | 売りさばき場所 |
|---|-------------------|-------------------|-------------------------------|
| 新 | 上田交通安全協会 | 上田市天神3丁目 15-74 | 上田市天神3丁目 15-74 上田交通安全協会 |
| 旧 | | 上田市常磐城5丁 目4-33 | 上田市常磐城5丁 目4-33 上田交通安全協会 |

会計課

長野県告示第248号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成25年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 岩渕道男
 - (2) 住所 長野県松本市中川17730番地
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

長野県諒訪地方事務所告示第1号

諒訪広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成25年3月29日付けで許可しました。

平成25年4月11日

長野県諒訪地方事務所長 寺澤信行

市町村課

長野県長野地方事務所告示第1号

長野広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成25年3月29日付けで許可しました。

平成25年4月11日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

市町村課

長野県松本建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年4月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年4月11日

長野県松本建設事務所長 波間寛

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 松本空港線
3 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|-----------|--------|
| | | m | km |
| 松本市大字笛賀3977番地先から 松本市大字神林字唐沢2680番の3地 先まで | 旧 | 6.0~12.5 | 0.3600 |
| 同上 | 新 | 11.2~19.4 | 0.3600 |

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年4月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年4月11日

長野県諏訪建設事務所長 河西明彦

- 1 路線名 299号
2 供用を開始する区間
茅野市大字北山字折橋8017番の3地先から
茅野市大字北山字折橋8356番の1地先まで
3 供用を開始する期日 平成25年4月12日

道路管理課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ中野店
中野市大字吉田字柿ノ木726 ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1
3 變更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| | 変更前 | 変更後 |
|----|------|------|
| 1 | 168台 | 168台 |
| 2 | 24台 | — |
| 3 | 15台 | 15台 |
| 4 | 21台 | — |
| 合計 | 228台 | 183台 |

(2) 駐車場を利用することができる時間帯

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----------------|
| 終日 | 午前8時30分から午前0時まで |

(3) 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置

| | 変更前 | 変更後 |
|----|-----|-----|
| 入口 | 5 | 3 |
| 出口 | 5 | 3 |
| 合計 | 10 | 6 |

4 変更年月日

- 3(1)の変更 平成25年11月23日
3(2)、(3)の変更 平成25年7月1日

5 届出年月日

平成25年3月22日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月11日から平成25年8月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年4月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
飯島ショッピングセンターコスモ21
上伊那郡飯島町飯島2050-3
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
飯島ショッピングセンター協同組合